

(2) 連結実質赤字比率**-(赤字なし)**

簡易水道事業や農業集落排水事業の公営企業を含む、村の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

本村では、一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じていないため、連結実質赤字比率は該当ありません。

(算式)

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額} + \text{公営企業会計の赤字(資金不足額)}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位：千円)

区 分		収 支
①一般会計		448,443
②国民健康保険特別会計		69,758
③介護保険特別会計		89,575
④後期高齢者医療特別会計		1,338
⑤ 公 営 企 業 会 計	簡易水道事業特別会計	9,381
	農業集落排水事業特別会計	9,341
	計	18,722
合計 (①+②+③+④+⑤)		627,836

資金剰余 (不足額) = 実質収支額

標準財政規模

3,215,580

【参考値】

黒字 (19.52%) > 早期健全化基準赤字 20.00%